

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を改正する省令の草案について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十三条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 一 案件 労働基準法施行規則の一部を改正する省令
- 二 期日 平成二十九年十月三十一日
- 三 場所 東京都千代田区霞が関一丁目二番二号 中央合同庁舎第五号館